1　品種登録の番号　第19600号
2　品種登録の年月日　平成22年6月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　北交65号（ほっこう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成20年8月26日

1　品種登録の番号　第19601号
2　品種登録の年月日　平成22年6月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　なつむすめ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成20年8月26日

1　品種登録の番号　第19602号
2　品種登録の年月日　平成22年6月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　M191
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成20年8月26日

1　品種登録の番号　第19603号
2　品種登録の年月日　平成22年6月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　H095
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成20年8月26日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名又は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省生産局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十七号

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第三十一条、第四十四条第七項及び第四十五条第二項並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の五の六の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第二十一条の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示の一部改正）

第一条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示（平成六年運輸省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示

本則中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

（大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示の一部改正）

第二条　大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示（平成十七年国土交通省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

本則中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等」に改める。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の用途を定める告示の一部改正）

第三条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号の用途を定める告示（平成十七年国土交通省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示

本則中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第一条の二第三号」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

○海上保安庁告示第百六十号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年六月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

表を次のように改める。

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
W66	京浜港横浜	1／11,000	法第29条の2第1項の海域
JP66	KEIHIN KO YOKOHAMA	1／11,000	法第29条の2第1項の海域
W73	鳥羽港付近、的矢港 鳥羽港付近 （分図）鳥羽港 的矢港	1／20,000 1／10,000 1／20,000	法第1条第2項の政令で定める境界
W77	紀伊水道及付近 （分図）日高港	1／200,000 1／20,000	法第1条第2項の政令で定める境界
JP77	KII SUIDO AND APPROACHES PLAN:HIDAKA KO	1／200,000 1／20,000	法第1条第2項の政令で定める境界